第明三治二十五種郵便物認可

⑶　工事場所　山口県岩国市(米軍岩国基地内)
⑷　工事内容
【電気工事】
・整備複合棟新設　鉄筋コンクリート造平屋建て／鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建て
延面積　約9,670㎡×１棟
上記に係る付帯電気工事　一式
・構内外線設備工事　一式
⑸　工期　平成25年12月13日まで
⑹　使用する主要な資機材
動力設備：動力制御盤等　一式
受変電設備：高圧屋外キュービクル　一式
直流電源装置：（屋内型）10kVA－１台
周波数変換装置：（静止型）(屋内型) 60kVA－２台
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成23年12月16日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）の示すところにより、装備施設本部長から岩国飛行場（H23）整備複合棟新設電気工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。)であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　装備施設本部長から電気工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。
⑶　装備施設本部長が算定した電気工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、単体及び共同企業体の代表者は、1,100点以上、代表者以外の構成員は1,000点以上であること。
⑷　単体、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員は、平成８年度以降に元請けとして、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上１階建て以上、かつ、延面積7,500㎡以上の建物新設（全面的な撤去をした後、新設する改修工事を含む）に係る電灯設備、動力設備を含む電気設備工事を施工した実績（１棟当たり）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。)(以下「地方防衛局等」という。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局(以下「旧防衛施設局等」という。)を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　一級電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格等を有する者であること。
イ　平成８年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
ウ　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達)」(施本第1605号（ＣＣＰ)。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。)。
⑽　暴力団関係業者の排除
ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項
⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
ア　企業による技術提案
・「空調機器をはじめとする動力設備機器や航空機整備機器等に対する電源供給における品質管理についての提案。」について
（着目点）
本施設は航空機のさまざまな部品等の整備を行う施設であるため、航空機整備に使用する部屋の用途・種類も多岐にわたっており、これらの空調をはじめとする動力機器及び航空機整備機器についても多岐・多様であり、電源供給については電圧及び周波数の違い、また、発電機回路の有無等複雑なものとなっていることから、これらの品質管理について　①作業員の配置　②施工図・機器製作図の作成　③品質管理に関する打ち合わせ　④施工後の確認方法　⑤作業員への指導方法に着目し各項目毎に提案を求めるものである。
・「機器・資材搬入及び施工における建物廃棄物（梱包材、廃材、仮設材等）の発生量低減に関する提案」について
（着目点）
本工事は、照明器具が2,000台を超過する等、機器・資材の搬入が多く想定されることから、これらに係る　①梱包材及び施工における廃材、仮設材等（以下「梱包材等」という。)の発生量低減　②梱包材等のリサイクル　③梱包材等の再使用　④梱包材等の材質　⑤施工・運搬時の工夫について各項目毎に具体的な提案を求めるものである。
イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）
ウ　施工体制
⑵　落札者の決定方法
ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見)」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
(ｲ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」)を下回らないこと。
イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑶　総合評価の方法
ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。
イ　加算点　算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。
なお、技術提案加算点の最高点数は40点とする。